

大雨から守ろう大切な町

流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する

5月15日(木)から21日(水)は

総合治水推進週間です

大口町は全域が特定都市河川流域に指定されています

●進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯め、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きがあります。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

●浸水被害を防ぐ総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げ、川底を掘るなどの河川の改修をおこなっていますが、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯め、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入っ

てくる雨水の量を減らすことが必要です。

●「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組

新川流域では、「流域治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強風に押し進めることが必要となりました。

そこで、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取り組みをおこなっています。

①雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地でおこなう500㎡以上の開発(雨水浸透阻害行為)は土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為(は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります)。

②流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

③保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備していたいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図っています。

④都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定 河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

●皆さんにできること

風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



※36万世帯の風呂水の容量で雨水貯留施設を設置すると約7m³相当となります。

田や畑には雨水を貯めて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。



新たに下水道に接続するときには、家庭の浄化槽を雨水貯留施設へ転用しましょう。



※1つの浄化槽で約1,000リットルの雨水を貯めることができ、新川流域で今後10年間下水道へ接続する家庭で浄化槽を雨水貯留施設へ転用すると約5万m³の雨水を貯留することができます。

●ビジュアルボードフェア

流域治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示をおこないます。

場所 ほぼえみプラザ1階フロア
期間 5月23日(金)から29日(木)

●雨水貯留浸透施設設置費補助金

雨水貯留槽	1基につき、購入および新設工事に要する経費の2分の1の額または2万5,000円のいずれか少ない額
浄化槽転用施設	改造工事に要する経費の2分の1の額または8万円のいずれか少ない額
雨水浸透ます	1基につき、購入および新設工事に要する経費の額または1万5,000円のいずれか少ない額(複数の雨水浸透ますを設置する場合にあっては5万円)

●流域治水ホームページ

流域治水に関する情報は、「新川・境川・猿渡川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。

問合せ先 建設課 ☎95-1626